

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	1
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 1 0 （直通）		
契 約 案 件 名	建設R6第23号 吉都線 高崎新田・日向前田間18km714m付近（平踏切） 水道管布設工事委託		
案 件 の 概 要	生活基盤施設耐震化等交付金事業に伴い吉都線 高崎新田・日向前田間18km714m付近にある平踏切の下に水道配水管を布設横断させる推進工事を九州旅客鉄道株式会社に委託するもの。		
予 定 金 額	9 9 , 0 3 8 , 0 0 0 円		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 [名 称] 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 古宮 洋二		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当 本件の履行に当たっては、上記事業者が管理する鉄道軌道敷地内で工事を行う必要がある。また、鉄道施設内の工事に当たっては、鉄道に関する技術上の基準を定める省令及びこれらに準じる鉄道事業者の諸基準により実施する必要がある、鉄道施設に関する専門的な知識を有したものが工事管理を行わなければならない。 このため、上記要件を満たし、本業務を確実に履行できる事業者は上記事業者のみであり、かつ、鉄道側の運転保安上、施設の維持管理上の観点からも同事業者が施行することが適している。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月4日		
契 約 金 額	9 9 , 0 3 8 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	2
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共ポンプR6第10号 沼川ポンプ場外非常用発電機点検業務委託		
案 件 の 概 要	沼川ポンプ場及び都島ポンプ場に設置されている非常用発電機の点検整備を行うもの		
予 定 金 額	1, 5 0 2, 6 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市田代町170番1号 [名 称] ヤンマーエネルギーシステム株式会社 宮崎出張所		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当		
	今回点検を行う非常用発電設備は、沼川ポンプ場及び都島ポンプ場において、大雨等の緊急時に雨水の排水を行うための電力を賄う重要な設備である。 当該設備が故障した場合、緊急時に雨水排水設備へ電力を供給することができず、周辺地区への浸水被害を引き起こす可能性があるため、定期的な点検整備が必要不可欠である。 本業務は、当該発電機のメーカーである上記事業者でなければ確実な履行が期待できない。また、仮に他の事業者が点検を行った場合、発電設備の性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月12日		
契 約 金 額	1, 5 0 2, 6 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	3
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共管渠R6第16号 県道有水山之口停車場線人孔蓋改築工事		
案 件 の 概 要	都城土木事務所発注の県道有水山之口停車場線道路改良工事に伴い、現場内の人孔蓋改築工事を行うもの		
予 定 金 額	3, 1 8 3, 4 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市庄内町8 0 3 1 番地2 [名 称] 丸宮建設 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第2 1 条の1 3 第1 項第6 号該当		
	本工事は、都城土木事務所発注の県道有水山之口停車場線道路改良工事に伴い、現場内の人孔蓋改築工事を行うものである。 道路改良工事については、施工区間が広範囲であり、7 月末から2 月末にかけて区間を分割して施工するため、本工事の施工は、道路改良工事と連携した日程調整が必要である。 この点、上記事業者は、都城土木事務所発注の道路改良工事を受注しているため、経費の縮減及び道路改良工事と連動した日程調整が可能である。 本工事を上記事業者以外の事業者が施工することは、現場の煩雑化、安全管理、工程の調整等の点から望ましくない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6 年7 月1 2 日		
契 約 金 額	3, 1 7 9, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	4
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共処理場R6第10号 中央終末処理場No.3汚泥搬送コンベアスク リュー修繕		
案 件 の 概 要	脱水汚泥を搬送する設備について、スクリューの交換を行うもの。		
予 定 金 額	1 0 , 4 5 0 , 0 0 0 円		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区荒戸二丁目1番5号 [名 称] 月島ジェイテクノメンテサービス株式会社 九州支店		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当 今回修繕を行う汚泥搬送コンベアは、中央終末処理場において、脱水 した汚泥を排出用容器まで搬送する設備である。 当該設備は、平成16年の稼動から20年以上が経過し、主要部品で あるスクリューの劣化及び消耗が著しいため、早急な修繕が必要であ る。 この主要部品は、上記事業者のノウハウや実績に基づいて設計・製作 されているものであるため、他事業者は部品を調達することができな い。 仮に他事業者が代替品によって修繕を行った場合、十分な精度及び性 能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、当該設備の設計・施工業者である上記事業者と随 意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月18日		
契 約 金 額	1 0 , 4 5 0 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	5
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共ポンプR 6 第 9 号 甲斐元ポンプ場機械設備点検業務委託		
案 件 の 概 要	甲斐元ポンプ場に設置されているゲートポンプ等機械設備の点検を行うもの。		
予 定 金 額	7 4 8 , 0 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 佐賀市伊勢町 1 5 番 1 号 [名 称] 株式会社 ミゾタ		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当		
	今回点検を行う機械設備は、甲斐元ポンプ場において、大雨等の緊急時に雨水の排水を行うゲートポンプ等の重要な設備である。 当該設備が故障した場合、緊急時に雨水を排水することができず、周辺地区への浸水被害を引き起こす可能性があるため、定期的な点検が必要不可欠である。 本業務は、当該機械設備のメーカーである上記事業者でなければ確実な履行が期待できない。また、仮に他の事業者が点検を行った場合、機械設備の性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 6 年 7 月 2 6 日		
契 約 金 額	7 4 8 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	6
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 2 7 0 （直通）		
契 約 案 件 名	建設R6第25号 県道都城野尻線（寺橋） 仮設配水管布設工事		
案 件 の 概 要	本工事は、都城土木事務所発注の河川改修工事に伴い、S59VLP φ 150をSGP φ 150に仮設する配水管布設工事である。		
予 定 金 額	1 0 , 2 0 8 , 0 0 0 円		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町桜木 1 6 9 3 - 2 [名 称] 株式会社 桜木組		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 5 号該当		
	本件は、7 月 2 6 日に指名競争入札（水道AB全者）を執行したが、全者辞退により入札不調に終わったものである。 本工事は、都城土木事務所発注の山田川河川改修及び橋梁架替工事に伴い、支障となる水道管の移設依頼によるものであり、移設期限が令和 6 年11月に設定されているため、標準工期を確保したうえで、早期に履行する必要がある、再度入札に付する時間がない。 橋梁添架管の施工が必要であるため、この施工に実績があり、履行可能であると確認がとれた上記事業者と随意契約をするものである。 なお、上記事業者は、令和5年度 大規模河 第10-2-2号 山田川 仮橋設置工事の受注業者である。		
契 約 締 結 日	令和 6 年 8 月 9 日		
契 約 金 額	1 0 , 2 0 8 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	7
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共建補委R 6 第 2 号 都城市公共下水道都城浄化センターの建設工事委託		
案 件 の 概 要	都城浄化センターのストックマネジメント計画に基づく機械設備更新工事に係る業務を委託するもの		
予 定 金 額	2 7 0 , 8 8 5 , 0 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号 [名 称] 日本下水道事業団		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当 本件により委託する処理場の建設工事は、目的物の一定水準の品質を確保するために、土木、建築、電気等の多岐にわたる専門的かつ高度な専門性が必要とされる。本市では、これらの分野に精通した専門技術職員がいないため、適切な監理監督や受注者への指導が困難な状況にある。 そこで、次に掲げる理由により、更新工事に係る業務の委託について、上記事業者と随意契約するものである。 （１）上記事業者は、日本下水道事業団に基づき、下水道に関する業務について地方公共団体を支援・代行する機関として設立された唯一の地方共同法人であるため、本市の利益を優先した業務履行が期待できること。 （２）上記事業者は、下水道法第 2 2 条の適用除外（日本下水道事業団法第 2 7 条）となっている唯一の法人であり、技術力、経験等について高い評価が法律上、明確になっていること。 （３）豊富なデータ及び実績を有し、より経済的・効率的に事業を進めることができ、計画、設計、建設、事後点検、維持管理等多岐にわたる業務のアフターケアが行えること。		
契 約 締 結 日	令和 6 年 8 月 9 日		
契 約 金 額	2 7 0 , 8 8 5 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	8
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	鷹尾マンホールポンプ場外非常用通報装置		
案 件 の 概 要	鷹尾・一万城北・一万城南の3箇所のマンホールポンプ場に設置された通報装置の購入を行うもの。		
予 定 金 額	2, 0 4 6, 0 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡市博多区対馬小路9番23号 [名 称] 株式会社 秀電社		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当		
	今回購入を行う通報装置は、鷹尾・一万城北・一万城南の3箇所のマンホールポンプ場において、ポンプ動作不能などの緊急時に管理委託業者へ通報を行う重要な設備である。既設の通報装置は通信にFOMA回線を使用しているが、2026年4月1日よりFOMA回線は使用不可となるため、LTE回線に対応した通報装置への更新が必要である。 当該マンホールポンプ場は、株式会社クボタの通報システムを使用しており、同事業者の通報装置でなければ通報システムは使用できない。また、通報装置更新に当たっては、機器据付後に同事業者独自の試験調整が必要である。 当該通報装置の納入及び据付後の試験調整について、九州管内では、株式会社クボタの特約店である上記事業者のみ対応可能である。 また、仮に他の事業者が当該通報装置の納入及び試験調整を行った場合、性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月23日		
契 約 金 額	2, 0 2 4, 0 0 0 円		